

第十期第4回 練馬区福祉有償運送運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日時 令和6年5月15日（水） 午後3時30～4時45分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎19階 1905会議室
- 3 出席者 黒木委員、吉村委員、今吉委員、山口委員、古沢委員、松原委員、北沢委員、塚本委員、西方委員、青木委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
 - （1）開会
 - （2）新委員の紹介について
 - （3）自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて
 - （4）更新登録協議
NPO法人 福祉送迎サービスきずな
 - （5）その他
 - （6）今後のスケジュールについて

（1）開会

会長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので第十期第4回福祉有償運送運営協議会を開始いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。まず、委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 出席状況の報告をさせていただきます。委員数13名のところ、現在9名の委員が出席されておりますので、協議会は有効に成立していることをご報告いたします。また、本日の更新協議の団体に所属されている委員につきましては、後ほど、説明者席へご移動をお願いいたします。出席状況については以上です。

会長 議題の前に、本日の配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

事務局 配付資料確認

（2）新委員紹介

会長 それでは、次第2 新委員の紹介です。

（委員自己紹介）

会長 委員に就任いただく皆様の委嘱状には、事務局から机上に配付させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

（3）自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて

会長 次第3 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについてです。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 本日配付しました資料2をご覧ください。こちらは、令和5年12月28日に改正がありました自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いをまとめた資料になっております。前回の協議会で改正予定がある旨を運輸支局の委員よりご説明させていただきました。今回、皆様に改めて改正後の取扱いについて、委員からご説明をお願いできればと思っております。なお、本件は、各登録団体には既に周知しております。事務局からは以上です。

会長 それでは、委員からご説明をよろしくをお願いいたします。

委員 資料2をご覧ください。こちらは、昨年の12月末に改正がされまして、これまで自家用有償運送における対価の設定目安がタクシー運賃の2分の1程度でしたが、これが約8割まで引き上げられたものになっております。8割まで引き上げられた理由としましては、タクシー運賃についても、特別区武三地区であれば令和4年度に、多摩地区であれば令和5年度にそれぞれタクシー運賃が改定されており、関東においても大体の都県に関しては令和5年度に運賃改定がされました。そこで、自家用有償運送に改定分の運賃を引き上げて良いのではないかとというところで、対価の目安が変わったものでございます。比較的、会員様にも理解は得やすいのではないかと思います。これまでどおり運賃に関しては運営協議会で協議していただくべきものだと思いますから、今後とも丁寧な議論を進めていただければと思います。下段は参考になりますが、こちらは対価の目安の設定として、関東運輸局のホームページに金額の公表がされておりますので、こちらもよろしければ後ほどご覧いただければと思います。私からの説明は以上です。

会長 ありがとうございます。この件について、何かご質問等はございますでしょうか。

委員 この件について、私も年末に他の区から話を聞いているのですが、練馬区においては今後、2分の1ではなくてタクシー運賃は8割程度まで料金が設定されているかどうかということを目安にするということによろしいのでしょうか。

事務局 はい。新たな目安に沿って進めていきたいと思っております。

会長 他にはよろしいでしょうか。

(意見なし)

(4) 福祉送迎サービスきずな 更新登録協議

会長 続いて、次第4 NPO法人福祉送迎サービスきずなの更新登録協議に移ります。

(NPO法人福祉送迎サービスきずな 入室)

会長 まず事務局から大まかな説明を行いまして、その後に、団体の方に補足説明等をしていただきます。協議団体所属委員は、この件につきましては議事決定には関与できませんので、ご承知おきください。では、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 NPO法人福祉送迎サービスきずなさんの更新登録協議資料について説明いたします。本日お配りしましたクリップ留めの資料をご覧ください。

まず、要件確認表です。前回の更新時と比較してご説明いたします。今回の内容を左側に、前回の内容を右側に記載しており、前回から今回にかけて変更がある項目には、表の各項目中央に丸印を入れております。

まず、1 運送主体です。NPO法人福祉送迎サービスきずなで、事務局が練馬区田柄にございます。こちらは前回と変更はありません。

2 登録の有効期間です。今回承認された場合は、有効期間が令和6年8月30日から令和9年8月29日までになる予定になっております。

3 法令順守です。こちらは変更ございません。

4 対価です。こちらは、対価に関しては変更ございませんが、対価以外の料金として、2点変更がございます。待機料金が30分まで無料、以降30分ごとに500円に変更になっております。また、車椅子を利用される方について、通常料金のほか車椅子の介助料として1走行当たり500円が追加になっております。料金の変更については、今回の協議で諮らせていただきますので、資料3の88ページから92ページで、変更申請書を添付しております。後ほどご確認いただければと思います。

5 使用車両です。福祉車両が現在3台、セダン型が6台となっております。

6 運転者です。現在、運転者が10名、うち1名が2種免許を所有しております。

7 輸送の安全及び旅客の利便の確保です。59ページ「運行管理の体制等を記載した書類」のとおりです。今回、整備管理責任者に変更がございます。

8 運送対象です。記載のとおり利用者数に変更がございます。

9 損害賠償措置です。全車両とも、対人・対物無制限の保険に加入されています。保険証券の写しは、61ページから添付しています。資料はコピーが薄くて見えづらいものがございますが、事務局が団体からの提出資料にて保険の加入状況を確認しておりますのでご了承ください。

最後になりますが、資料3の81ページから87ページ「運送実績把握資料」で団体の3年分の実績のデータをお示ししております。協議の参考資料としてご参照ください。事務局からの説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。NPO法人福祉送迎サービスきずなさんから補足説明などがありましたらお願いいたします。

福祉送迎サービスきずな 料金の変更ですが、車椅子の方に関しては、通常の乗降介助に加えて車椅子の設置などの介助が必要になることから、1件につき500円を頂きたいと思っています。待機料金も、ドライバーの拘束時間を考慮して最初の30分は無料で、それ以降は30分500円ずつ加算料金を頂きたいと思っています。よろしく願いいたします。

会長 それでは、説明が終わりましたので、ご意見などがございましたらお願いいたします。

委員 いくつか確認させていただきたいのですが、まず、運賃変更について、いつから変更を考えられているのでしょうか。

福祉送迎サービスきずな 今日の協議会で承認された後からと、利用者さんにお伝えしています。

委員 わかりました。そうだと、会員様への周知はしていただいているということですか。

福祉送迎サービスきずな 周知しています。

委員 周知方法は、どのようなものなのですか。

福祉送迎サービスきずな 車椅子の方は多くはないので、口頭で説明しています。

委員 わかりました。ありがとうございます。続いて、14ページの現在事項全部証明書なのですが、役員として登記されている方以外で、次の15ページには3名の役員さんがいらっしゃいますが、この方々は登記されていないのでしょうか。

福祉送迎サービスきずな 登記はしていません。

委員 常勤の役員さんではないということでしょうか。

福祉送迎サービスきずな はい。常勤ではございません。

委員 わかりました。ありがとうございます。最後に、79ページの旅客の名簿ですが、お答えできる範囲で良いのですが、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トで から 番まで番号が振られているのですが、これはそれぞれどういう意味でしょうか。

福祉送迎サービスきずな これは要介護2や要介護3など等級の番号を振っています。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 では、他にいかがでしょうか。

委員 運行について、まず、事務所の近くに車庫があるということによろしいですか。

福祉送迎サービスきずな そのとおりです。

委員 運転される方は、朝、運行前に事務所に来て点呼を受けるという流れですか。

福祉送迎サービスきずな 電話で点呼を取っています。自身の車で現場に行くことが多いので、朝の電話連絡で行っています。

委員 そうすると、ご自身の車を使われている方に関しては、朝に電話で点呼をして、直接現場に行くということですか。

福祉送迎サービスきずな はい。前日にも確認はしています。

委員 健康管理やアルコールチェックはどのようにされているのですか。

福祉送迎サービスきずな 直接現場に行く場合は行っていません。

委員 出庫前に対面で点呼をする方々というのは、どのくらいいらっしゃいますか。

福祉送迎サービスきずな 法人の車を使用している3人です。

委員 10人いらっしゃるうちの3人は対面で点呼して、あとは電話のみということですね。対面の方は、アルコールチェックはどのようにされていますか。

福祉送迎サービスきずな 口頭で確認しています。

委員 機械などの導入はまだされていないということですね。もう一つ、みなさんの健康診断などは、どのような配慮をされていますか。

福祉送迎サービスきずな 各自で受診しています。

委員 法人として結果を提出してもらって確認をしているということではないですか。

福祉送迎サービスきずな はい。終わったあとに連絡があります。

委員 健康状態は顔を見ないと分かりづらいと思うのですが、一度事務所に来てからスタートとするのは難しいですか。

福祉送迎サービスきずな 朝早いお迎えも多くて、直接現場に行くことが多いため対面というのはなかなか難しい状況です。

委員 その辺りは今後改善などの考えはありますか。

福祉送迎サービスきずな ご指摘があったように、健康診断は皆さん行かれていますので、その結果を受け取るなどした方が良くと思いました。

委員 事務所に来る方について、車に乗るまでの流れを教えてくださいませんか。

福祉送迎サービスきずな 事務所に来る方は、まず、予約が入った段階で利用者の情報を伝えて、誰が行けるかを確認しています。それで当日、車を取りに来るので鍵をお渡しして出発します。

委員 わかりました。乗務記録は一覧表などで管理していますか。

福祉送迎サービスきずな 乗務記録は全員提出してもらっています。毎回、何時に出発して、何時に到着して、何時に帰ってなど細かく連絡をするようになっていきます。

委員 続いて、17ページの7番の方の契約書が31ページにあるようですが、車両の番号が違うようなのですがいかがでしょうか。

福祉送迎サービスきずな 車検証が正しいです。契約書の記載が誤っています。

委員 わかりました。続けて、運送の対価について、88ページで、「8時から17時の時間外のお迎えは30分500円」と書いてあるのですが、この「お迎え」30分500円というのは、「送迎」という言葉に置き換えても間違いはないですか。

福祉送迎サービスきずな 8時から17時以外は時間外になってしまうので、500円プラスで頂きますという意味です。たとえば、もし17時半にお迎えに来てくださいということだと、30分500円を頂くという意味です。

委員 18時の予約があったとすると、1,000円加算されるということですか。

福祉送迎サービスきずな はい。普通の通常料金の初乗りに1,000円加算です。

委員 この部分は、利用者への案内がわかりづらいように思いますので、わかりやすくした方が良くないかと思えます。

委員 これは送迎の対価とは違うということでしょうか。

事務局 こちらの整理としては、あくまで運送の対価は運賃、それ以外の待機料金や送迎料金については、運送の対価以外の対価という区別であります。

委員 今の委員の意見はごもっともで、今回運送部分だけが改定になって8割程度まで良いとなりましたが、例えば、時間外や車椅子対応や待機時間などが急に1,000円や2,000円に上がるとなった場合に認められるかどうかということところです。国としてそこまでの基準を示していないわけで、各地域の協議会に委ねられていると思っていますので、この場でこの対価が適当かどうかというのを議論すべきではないでしょうか。

委員 先ほどの議論と被ってしまうのですが、1回の送迎単価的なものがどうしても不可分なところがあるのではないかと思います。料金が高いからだめということではなくて、合理性があれば当然その金額で良いと思いますので、どこかで整理しなくてはいけないのではないかと思います。あと、送迎が終わった瞬間が、その時間の区切りでしょうか。それとも帰庫まででしょうか。

福祉送迎サービスきずな あくまでお迎えの時間です。帰りの時間はカウントしていません。

委員 わかりました。先ほどお聞きした中で、運行管理の安全性のところ、例えば体温などの確認を含めて何とか対面で実施することはできませんか。アルコールチェックも事務所に来られる方は良いのですが、来られない方に、例えば簡易的なものでもいかがでしょうか。

福祉送迎サービスきずな 今後はそのように管理していきたいと思えます。

委員 わかりました。

会長 今回の時間外料金の部分ですが、ほかにご意見がある方はいらっしゃいますか。

委員 実際に時間外に利用されている方はどれくらいいますか。

福祉送迎サービスきずな 前年度で2名くらいです。病院の予約で午前中や17時を過ぎたりというのはありました。

委員 利用実態から見れば、恒常的に料金を頂いて何かサービスを提供しているというよりは、例外的に運行されているということですから、そうした観点も含めて通常の運賃として決めるのかそれ以外として取り扱うのかを考えていくと良いのではないかと思います。

委員 利用者から頂いたお金というのは、実際運行された方の手元に入るのでしょうか。

福祉送迎サービスきずな 月末に乗務記録とそのときの料金をもらい、それを見て私が計算をして、8割をお支払いしています。

委員 時間外などで長くなった分は、乗務した方が最終的に対価として受け取っているということですね。

福祉送迎サービスきずな はい。

委員 営業時間外は2件くらいという話でしたが、一番遅かった時間はどれくらいだったでしょうか。

福祉送迎サービスきずな 夜8時過ぎのお迎えで帰ってきたのが9時過ぎです。

委員 資料で会員の名簿がありますが、備考で車椅子のマークがある方は車椅子を使用されているということかと思えます。先ほどの説明の中で、車椅子の方はほとんどいないと言ったのですが、資料を見ると結構いらっしゃるようですがいかがでしょうか。

福祉送迎サービスきずな 全体の会員数に比べたら少ないという意味です。

委員 令和3年以降に登録されている方が非常に多いのですが、会員数を維持されているというのは立派だと思います。

福祉送迎サービスきずな 今回の登録更新で、会員様を整理しています。当初からどんどん増えて200人以上になっていたのですが、長らく予約がない方や亡くなった方などを整理して、現在この人数になっています。

委員 こういった事業を持続的にするためにユーザーを探すというのもあるので、そこを上手くやられていると思って感心しました。

委員 練馬区のリフト付福祉タクシーの制度はご存じですか。以前の協議会での区からの書面回答で、きずなさんが契約を結んでいないために受給してないとのことでしたが、ご存じなかったということですか。

福祉送迎サービスきずな これまでわかりませんでした。前回の協議会のときにこの制度を知って、練馬区に確認したところ、10月に申込みがあるのでそこまで待ってくださいと言われていました。

委員 そういった補助を使っていけば、値上げしなくても時間外で苦勞された運転手の方とかにきちんとした対価が払えるようになるかと思えます。これから申請される予定ということでしょうか。

福祉送迎サービスきずな 申請したいと思えます。

会長 他にはよろしいでしょうか。先ほど健康チェックの話もありましたが、今日いただいたご意見を踏まえながら運営していただければと思います。

では、更新の登録に向けての協議は整ったということで、NPO法人福祉送迎サービスきずなさん、ありがとうございました。委員は委員席にお戻りください。

(NPO法人福祉送迎サービスきずな 退室)

(5) その他

会長 では、次第5 その他に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局から2点ご連絡をさせていただきます。

まず、資料確認の際にもご案内しましたが、本日の会議資料は会議終了後に回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続いて、今後の運営協議会での提出資料についてのご相談をさせていただきたいと思えます。前回の協議会でもご案内しましたが、令和5年11月2日の道路運送法施行規則の改正に伴って更新登録の手続が簡素化されました。団体が運輸支局へ提出する書類の一部について、前回から変更がないものについては提出を省略できるというものです。これについて、事務局としましては、まず、団体から事務局に事前に提出して頂く書類については、これまでどおり全て確認し、前回と比較して変更がなかった書類のうち、運輸支局への提出の省略が認められているものについては協議会でも省略し、事務局にて確認済みであることを説明させていただきたいと思っております。本日配付しました参考資料で、更新登録に必要な書類の改定前と改定後の一覧を添付しておりますので、参考にご覧いただいて、委員の皆様からのご意見を伺えればと思います。事務局からの説明は以上です。

会長 これについて、ご質問などはいかがでしょう。

委員 今のお話を具体的に言うと、今日のきずなさんのA3の資料の場合、変更にある部分だけを協議会で確認するということがよろしいでしょうか。

事務局 はい。運輸支局に提出しなければならない書類の中で、変更があったものについて協議会に出したいと思っております。

委員 わかりました。

会長 では、そのようにさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。その他はいかがでしょう。

委員 議論していただきたいことがあるので提案させていただきます。先ほどの話に関わるのですが、練馬区リフト付福祉タクシーという制度が、以前も話したのですけれども、これは運賃に密接に関わりがあるものではないかと思っております。なぜこの委託料を受給している法人とそうではないの法人があるのかということをお尋ねしたところ、その回答は、契約を結んでいないため・契約を結んでいるためという書かれ方をされていたので、このままで良いのかと思っております。例えば、以前の法人さんで非常に運送回数の多い業者がありましたよね。それで、乗合のところはどうするのかとか、その都度利用者を全部乗せると運賃を超えたものになると。さらに言えば、あちらの利用者を乗せれば補助金をもらえる、こちらの利用者は補助金がもらえない、のように明らかに違いが出たり、均等に運行するのであれば、法人が本来得ることができたはずの補助金も場合によってはもらえなくなってしまうとか非常に矛盾がある仕組みだと思っております。区が法人を色々な側面で助けるというのはそのとおりで、それが良い悪いとかという話をしたいわけでは決して

ないのですが、このような形で活動しているNPO法人さんなどの運営を助ける必要性が練馬区にあるのであれば、前年度の実績や今年度の見込みですとかどのような形でも、利用者を分けずに区としてこれだけ補助しますよということの方が明確だと思います。

委員 今のご意見はもっともで、もともと介護タクシーなどのリフト、車椅子についての補助と福祉有償運送は別立てで議論や体制があったのが、今は混ざってしまっていて、今日提案いただいたことは議論しなくてはいけない課題だと思っています。この会議だけでやっていくというのは、非常に難儀な話だと思うので、練馬区としても東京都全体としても、議論していただきたいというのが正直な思いです。

会長 ありがとうございます。今日は所管もおりますので、委員のお話は所管でも伺っていますので、今日の協議会の中でこの話はなかなか難しいというところもあるので、今日のところはこのようなご意見があったということを所管として受け止めていただいて、今後、その制度について考えていくのか、あるいは今までのものをより良くするのか検討していただきたいと思うのですが、そういった方向性でいかがでしょうか。

委員 ぜひ検討していただきたいです。この間の質問の回答で、事業者一覧を添付していただいて、自分でもホームページで見たのですが、令和6年4月現在で送られてきたものは、他のタクシー事業者と福祉有償運送とで利用者が混同しないということに対してきちんと分けられて「練馬区福祉有償運送登録事業者」という書かれ方をされているのですが、福祉有償運送登録団体として記載のある団体で介護タクシーとしても掲載しているのは、同じ事業者ではないのでしょうか。

事務局 同じ事業者です。タクシー事業もやられていて福祉有償運送も登録がある団体です。

委員 わかりました。そうすると、以前はタクシー事業者としてこの仕組みを知っていて、その後NPOを立ち上げて、という流れですね。

委員 前回の協議会でご指摘いただいて、福祉有償運送登録団体について、対象にもかわらず周知が足りていなかったというところで改善をしているところです。

委員 福祉有償運送団体の皆さんが受けられるような方向ということでしょうか。

事務局 はい。福祉有償運送の登録団体の皆様には、ご指摘いただいたあとであらためてご案内をお送りしています。

委員 わかりました。では、その結果についてまた意見があれば申し上げます。

会長 他にはよろしいでしょうか。

(意見なし)

(6) 次回スケジュール

会長 それでは、次第6 今後のスケジュールについて事務局からお願いいたします。

事務局 事務局から、スケジュールについてお知らせいたします。まず、第十期の協議会については、この協議会で全ての協議が終了となりました。ご協力いただきありがとうございました。第十期の任期は6年9月末で満了となりますので、任期満了の1か月から2か月前に、皆様に継続のご意向の確認と推薦依頼をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、令和6年度中の協議会ですが、令和7年の3月に登録期限を迎える団体がございますので、12月から1月頃に更新登録協議を行う予定になっております。日程が決まりましたら、第十一期の皆様にご連絡させていただきます。その他にも協議が必要となった場合はご連絡をさせていただきます。スケジュールについては以上です。

会長 それでは、これをもちまして、第十期第4回福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。本日はご審議いただきありがとうございました。